

## きんしん法人インターネットバンキング預金口座振替サービス利用規定

### 第1条 サービスの定義

きんしん法人インターネットバンキング預金口座振替サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、きんしん法人インターネットバンキング利用規定に同意し、きんしん法人インターネットバンキングのファイル伝送サービス（以下「ファイル伝送」といいます。）および本サービスの申込手続を完了したご契約者（以下「ご契約先」といいます。）が売掛金や会費等の代金を当金庫本支店の預金口座から口座振替により回収し、ご契約先の預金口座に一括して入金するために、通信回線を通じて預金口座振替のデータを一括して伝送できるサービスをいいます。

### 第2条 サービスの内容

1. 預金口座振替（以下「口座振替」といいます。）にかかる取りまとめ店は、当金庫の事務部とします。
2. きんしん法人インターネットバンキング預金口座振替サービス申込書（以下「本サービス申込書」といいます。）に指定する代表口座がある当金庫本支店（以下「取扱店」といいます。）は、ご契約先の取扱う代金等について、ご契約先が依頼するファイル伝送を利用した口座振替による代金回収事務の委託を受けるものとします。
3. 口座振替を指定できる取扱店は、当金庫本支店とし、口座振替を指定できる預金口座は、当金庫所定の預金種目とします。

### 第3条 口座振替依頼書の受理

1. 当金庫の取扱店が預金者から口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「口振依頼書」といいます。）および預金口座振替申込書（以下「口振申込書」といいます。）を提出いただきます。
2. ご契約先が代金支払者から支払のために口座振替の依頼を受けたときは、口振依頼書および口振申込書を当金庫の取扱店に送付してください。取扱店で、記載事項を確認し、口振依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、受理をせず速やかにご契約先に返却します。

### 第4条 振替日

1. 振替日は、本サービス申込書に記載の日とします。ただし、振替日が休日にあたるときは、その翌営業日とします。
2. ご契約先が振替日を変更するときは、本サービス申込書を当金庫の取扱店に提出いただきます。この場合、当金庫は、預金者に通知等を行いません。

## 第5条 口座振替の依頼

1. 口座振替の依頼は、次の方法で行ってください。

契約先は、口振申込書に基づいて、当金庫に対し、下記の時限までにファイル伝送を利用して口座振替のデータ（以下「預金口座振替請求明細」といいます。）の送信を完了するものとします。

送信時限：振替日の4営業日前の17時まで

2. 預金口座振替請求明細を正式データとして受領した以降、当金庫は、原則として受領したデータの変更、取消および一部振替停止等を行いません。

## 第6条 口座振替の請求および振替処理

1. 依頼内容が確定した場合、当金庫は、依頼を受けた預金口座振替請求明細に基づいて、預金者の預金口座から振替処理を行います。この預金者の預金口座からの引落しは、預金者から当金庫に提出された口振依頼書に基づいて行うものとします。
2. 預金者の預金口座から引落したときは、通帳の摘要欄にご契約先より指定された内容を表示します。
3. 振替日に預金者の預金口座からの引落しが複数ある場合にその引落とし総額が預金口座の支払資金を超えるときは、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。

## 第7条 依頼内容の変更・取消

1. 依頼内容の確定後は依頼内容を変更すること、依頼内容の一部について振替を停止することはできません。
2. 依頼内容の確定後で当金庫所定の取消可能時限内であれば、ご契約先は、当金庫所定の手続により依頼することで、依頼内容を取消することができるものとします。ただし、上記の取消可能時限を過ぎた場合、依頼内容を取消することはできません。

## 第8条 ご利用限度額

1. 当金庫は、1回あたりのご利用限度額（上限限度額）を設けます。なお、当金庫は、この上限限度額を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。
2. ご契約先は、当金庫所定の1回あたりの上限限度額を限度として上限限度額を設定することができるものとします。
3. 当金庫は、ご契約先が設定した上限限度額（ご契約先が設定しない場合は当金庫所定の上限限度額）を超えた取引依頼について受付義務を負いません。

## 第9条 口座振替結果

ご契約先は、下記の時限以降に、口座振替結果明細をサービス画面により確認してく

ださい。当金庫は、口座振替結果についての通知は行いません。

確認時限：振替日の翌営業日の9時以降

#### 第10条 口座振替資金の入金

当金庫は、振替日に預金者の預金口座から請求金額を払い出し、振替日の翌営業日にご契約先が指定する振替資金入金口座へ口座振替資金を入金します。

#### 第11条 振替不能分

1. 当金庫は、振替日において預金者の預金口座の残高が請求金額に満たない等の振替不能のものがあるときは、口座振替結果明細にその旨を記録します。
2. 振替不能分について、再度、ファイル伝送により口座振替を依頼するときは、次回の口座振替の依頼時に行ってください。その場合、預金者の預金口座からの引落としについて、再振替分と今回振替分のいずれを引落すかは当金庫の任意とします。

#### 第12条 預金者への通知等

当金庫は、口座振替に関して、預金者への領収書、振替済通知書等の作成・郵送または入金督促等を行いません。

#### 第13条 取扱手数料

1. 口座振替の手續にあたっては、当金庫所定の取扱手数料の合計額およびこれにかかる消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）をお支払いいただきます。なお、取扱件数にかかる手数料については、口座振替請求件数1件ごとの口座振替手数料とします。
2. 取扱手数料は、口座振替資金から差引する方法（差引入金扱い）と1ヵ月分取りまとめのうえ合算して当金庫所定の日に振替手数料引落口座から自動引落しする方法（別途徴求扱い）のいずれかを選択できるものとします。
3. 当金庫は取扱手数料を変更する場合があります。変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。

#### 第14条 停止通知

口座振替による収納を停止するときは、その預金者の氏名・預金口座等を当金庫の取りまとめ店にご契約先任意の書面により通知してください。

#### 第15条 解約・変更通知

当金庫は、預金者の申出または当金庫の都合により、預金者との口座振替契約を解約または変更したときは、ご契約先にその旨を通知します。ただし、預金者が預金口座を

解約したときは、この限りではありません。

#### 第 16 条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、きんしん法人インターネットバンキング利用規定により取扱います。

#### 第 17 条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上